

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成25年度
計画改定年度	平成28年度 令和元年度 令和4年度 令和7年度
計画主体	見附市

見附市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	見附市 農林創生課
所在地	見附市昭和町2丁目1番1号
電話番号	0258-62-1700 (内線 225)
FAX番号	0258-63-5775
メールアドレス	nourinsousei@city.mitsuke.niigata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類	イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル
	中獣類	ハクビシン、タヌキ、キツネ、アライグマ
	鳥類	カラス、ムクドリ、スズメ、ドバト、キジバト
計画期間	令和7年度～令和9年度	
対象地域	見附市	

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類		被害の現状		
		品目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
獣類	イノシシ	水稻	2.68	309
	ツキノワグマ	—	—	—
	ニホンジカ	—	—	—
	ニホンザル	—	—	—
中獣類		—	—	—
鳥類		—	—	—
合計			2.68	309

※ 被害数値については、新潟県農業共済組合へ被害報告のあった減収量から算出した被害面積に、「見附市農業再生協議会が公表する基準単収」と「農業物価統計の品目ごとの価格」を乗じて被害金額を算出した。また、新潟県農業共済組合に報告のない被害圃場については、報告者からの聞き取り、市担当職員による現場確認により、被害面積、被害率を決定し、上記と同様の方法で被害額を算出した。

(2) 被害の傾向

獣類	イノシシ	令和5年度から目撃が増え、目撃個所は中山間地域を中心に拡大。目撃数も増加しており、個体数の増加や生息地の拡大が懸念されている。農作物被害は水稻を中心に、稲の踏み荒らし、食害、水田内でのぬたうちが発生しており、被害は増加傾向にある。 また、農作物だけでなく、畦畔や法面を掘り起こすなど農業基盤への被害も増加している。 近年では市街地にも出没しており、人身被害の発生も懸念される。
	ツキノワグマ	杉澤・池之島地区、栃窪地区で生息が確認されており、その年の堅果類作況状況によって出没にばらつきはあるものの農作物被害は比較的少ない。近年は集落周辺でしばしば出没が確認されており、人身被害が懸念される。
	ニホンジカ	特定できる被害は発生していないが、痕跡は確認されている。
	ニホンザル	特定できる被害は発生していないが、痕跡は確認されている。

中獣類	過去には山間地・平野部を問わず市内全域で、タヌキ、ハクビシン等の中獣類の生息が確認されており、人家や納屋への侵入や野菜類、果樹への食害についても報告されていた。令和6年度の被害報告はないものの、今後も農作物等の被害が懸念される。
鳥類	過去には山間地・平野部を問わず市内全域で生息が確認されており、水稻・豆類など播種から収穫前の間による食害等の農作物被害が確認されている。令和6年度の被害報告はないものの、今後も農作物等の被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	被害面積 (ha)		被害金額 (万円)	
	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和9年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和9年度)
イノシシ	2.68	2.41	309.0	278.1

※ 被害の軽減目標値の算出方法：これまでの被害傾向及び後述の被害防止計画を勘案し、現状値の10%削減を目標値とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<p>農作物被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新潟県猟友会 見附支部 見附分会（以下「猟友会」という。）による有害鳥獣捕獲の実施 ○猟友会への物品（くくり罠、はこ罠等の捕獲器具）の貸与 ○集落向けの被害対策研修会を県と連携して開催 ○狩猟免許（第1種銃猟免許）の新規取得に要する経費の補助 <p>人身被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クマやイノシシによる人身被害の発生が懸念される場合は、猟友会による捕獲や追い払いを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●猟友会会員の高齢化による担い手不足が懸念されることから、新たな担い手の確保に向けた取り組みが必要 ●捕獲頭数増加に向けた体制整備及び見直しが必要（捕獲器具の拡充、鳥獣被害対策実施隊の設置など） ●捕獲者の捕獲技術の向上 ●イノシシの生息状況の把握が必要 ●市街地での出没増加に伴う捕獲等に要する費用の増大

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>侵入防止策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業法人・個人によるブルーテープの設置 ○人の髪の毛を網に入れて農地周囲に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●ブルーテープ等を設置した農地では、イノシシによる農作物被害の発生はなかったが、未設置の周辺農地で被害が発生していることから、集落単位での効果的な設置、対策が必要 ●集落による主体的な取り組み実施に向けた意識啓発が必要 ●電気柵の導入の検討や管理、追い払い活動等の担い手の確保が必要
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○放任果樹の除去など耕作地の適切な管理を啓発 ○集落診断に関する研修会を県と連携して開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発は周知のみに留まっており、実効性のある取り組みが必要 ●鳥獣の出没しない環境づくりを進めるため、集落診断に基づく緩衝帯の整備が必要

(5) 今後の取組方針

<p>取組全体</p> <p>これまでの被害状況を踏まえ、更なる捕獲並びに侵入防止対策の実施が必要である。そのためには、鳥獣被害対策実施隊の設置や有害捕獲従事者のスキルやモチベーションの向上を図り、対策の強化を推進する。また、捕獲の効率化に向けて、捕獲機材の導入や拡充を図るとともに被害地域や関係機関による捕獲者のサポート体制の整備を進める。</p> <p>新たに新潟市に整備されたライフル射撃場を活用し、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。</p> <p>イノシシ</p> <p>○捕獲</p> <p>集落・地域における捕獲の担い手の確保・育成を行うため、狩猟免許取得支援を行うとともに、それぞれの集落や地域の被害状況に応じた捕獲体制づくりを推進する。また、ICT等を活用した捕獲機材等を積極的に導入し、効率的かつ効果的な捕獲に努めるとともに、被害地域住民や猟友会等との被害対策に関わる情報共有により、捕獲数の向上を目指す。</p> <p>○侵入防止対策</p> <p>ブルーテープ等の設置により侵入防止対策を実施した農地では、農作物被害の発生はなかったが、対策未実施の周辺農地で被害が発生していることから、集落単位で効果的な設置対策を進める。また、イノシシ生息地付近の家庭菜園を侵入防止策で守る等、生活被害に対する侵入防止対策の啓発に努める。</p> <p>電気柵は被害軽減効果が高いことから効果的な整備を推進する。また電気柵を実施した地域については研修等により侵入防止対策の維持・管理を図っていく。</p> <p>○生息環境管理</p> <p>藪刈払いを含めた生息環境管理の必要性について、農業者や地域住民に対し啓発に努めるとともに、不要な果樹の除去の働きかけを行い、地域内のイノシシ等のエサとなる誘因</p>
--

物を減少させ、人との棲み分けを図っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

関係機関	取組内容、役割
見附市有害鳥獣駆除対策協議会	有害鳥獣駆除事業の円滑な推進を図るとともに、有害鳥獣による農産物及び林産物等の被害を未然に防止することを目的とした組織。協議会は、見附市が事務局となり、えちご中越農業協同組合、中越よつば森林組合、新潟県農業共済組合、猟友会、行政をもって組織する。
猟友会	全市的な有害鳥獣捕獲活動の展開

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7～9年度	獣類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会員等による巡回及び追い払いの実施。 ・ 猟友会員による銃器及びわな等による捕獲の実施。 ・ 有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業を活用し、狩猟免許の取得を支援。 ・ ICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術活用。
	イノシシ	
	ツキノワグマ	
	ニホンジカ	
	ニホンザル	
中獣類		
鳥類		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方		
獣類	イノシシ	捕獲や目撃情報等から、生息状況と生息密度の把握に努め、計画的な捕獲と被害防除の両面から取り組みを実施し、個体数の増加を抑制する。
	ツキノワグマ	被害防除については、目撃情報、注意喚起、誘因物除去の啓発を基本とするが、人身被害防止や農作物被害防止を目的とした捕獲に際しては、「新潟県ツキノワグマ管理計画」に基づき必要な範囲で行う。
	ニホンジカ	特定できる被害は発生していないが、今後の出没状況を見極め、被害の拡大や生息数の増加がみられる場合は、イノシシと同様の対策を講じていく。また、捕獲は必要に応じて実施する。
	ニホンザル	特定できる被害は発生していないが、今後の出没状況を見極め、被害の拡大や生息数の増加がみられる場合は、イノシシと同様の対策を講じていく。また、捕獲は必要に応じて実施する。
中獣類		過去には山間地・平野部を問わず市内全域で、タヌキ、ハクビシン等の中獣類の生息が確認されており、人家や納屋への侵入や野菜

	類、果樹への食害についても報告されていた。令和6年度の被害報告はないものの、今後も農作物等の被害が懸念されることから、被害状況の把握に努め、状況に応じての捕獲を実施する。
鳥類	過去には山間地・平野部を問わず市内全域で生息が確認されており、水稻・豆類など播種から収穫前の間による食害等の農作物被害が確認されている。令和6年度の被害報告はないものの、今後も農作物等の被害が懸念されることから、被害状況の把握に努め、状況に応じて銃器による一斉捕獲等を実施する。

対象鳥獣		捕獲計画数等		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度
獣類	イノシシ	20	20	20
	ツキノワグマ	必要最小限の数		
	ニホンジカ	5	5	5
	ニホンザル	必要に応じて		
中獣類		必要に応じて		
鳥類		必要に応じて		

捕獲等の取組内容		
獣類	イノシシ	被害発生地域を中心にわなによる有害捕獲を行う。(4~11月頃)
	ツキノワグマ	出没地域を中心に必要な範囲で捕獲を行う。(4~11月頃)
	ニホンジカ	現状把握を主とし、必要であればわなによる有害捕獲を行う(4~11月頃)
	ニホンザル	現状把握を主とし、必要であればわなによる有害捕獲を行う(4~11月頃)
中獣類		現状把握を主とし、必要であればわなによる有害捕獲を行う(4~11月頃)
鳥類		被害発生時期にあわせて銃器による一斉捕獲を行う。(通年)

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

必要性

ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカの捕獲において、地理的条件等から、わな及び散弾銃での捕獲が困難な場合や危険を伴うと判断される場合にライフル銃による捕獲を実施する必要がある。

取組内容

概ね4～11月頃の被害発生時期に、散弾銃等での捕獲が困難であり、付近の視野が明瞭かつ十分なバックヤードが確保されているなど、周囲の環境や捕獲対象との距離を考慮した上で、捕獲従事者の安全を確保するため必要と判断された場合のみ、ライフルを使用した有害捕獲活動を行う。

実施予定場所

見附市全域の被害発生地域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	・被害状況に応じ、ブルーテープ等の侵入防止対策の実施 ・電気柵は被害軽減効果が高いことから効果的な整備を推進する。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	・イノシシを寄せ付けないための環境整備の啓発 ・被害防止対策情報の収集、提供 ・ブルーテープ等による被害防止対策の推進 ・電気柵を実施した地域については研修等により侵入防止対策の維持・管理を図っていく。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

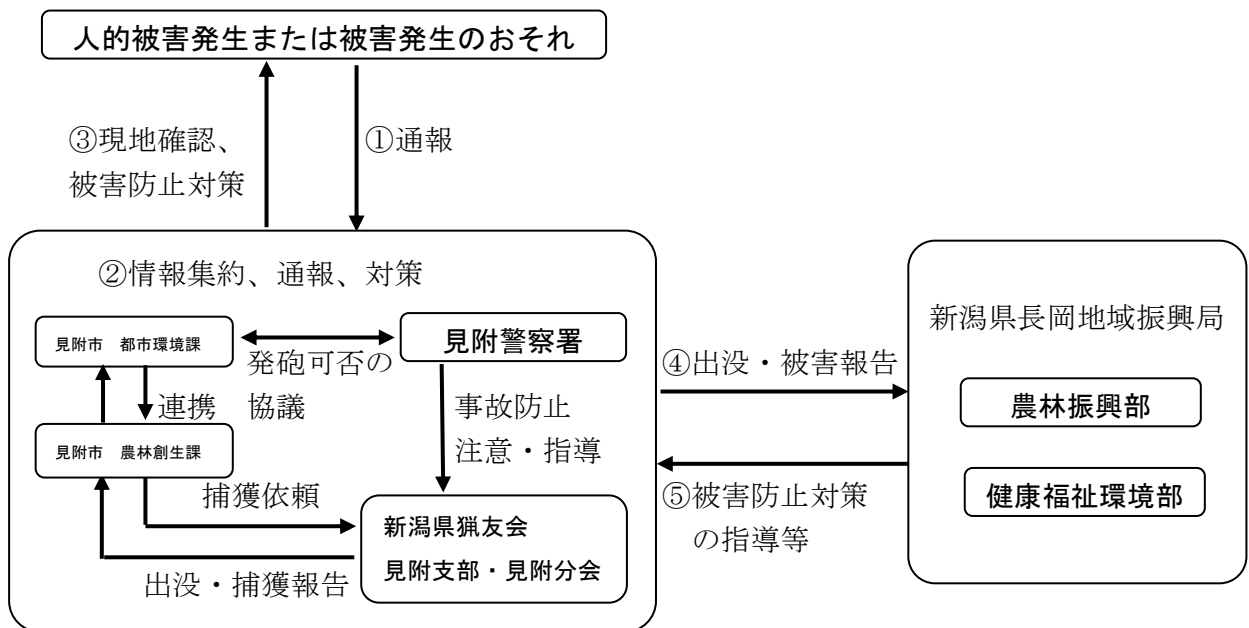
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の出没しにくい環境をつくるため、集落ぐるみの鳥獣被害対策を進める集落環境診断を被害集落で展開し、地域ぐるみの自発的な取り組みが展開されるよう、推進する。 ・集落環境診断を通じて関係機関と連携を図り、緩衝帯の整備を推進する
------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称		役割
見附警察署		<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の指導等 ・狩猟事故防止に関する情報提供
新潟県長岡地域振興局		<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の指導、活動支援等
新潟県猟友会 見附支部 見附分会		<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲
見附市	都市環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林創生課との連携 ・関係機関との連絡調整 ・発砲可否の協議
	農林創生課	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会への緊急捕獲依頼 ・被害防止対策の推進

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣を捕獲した者は個体を土中埋設するなど、適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ジビエ料理を提供するなどの形を考える。
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称		見附市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称		役割
えちご中越農業協同組合		<ul style="list-style-type: none"> ・農産物等の被害情報の収集 ・被害防止対策の普及、啓発
新潟県農業共済組合		<ul style="list-style-type: none"> ・農産物等の被害情報の収集 ・被害防止対策の普及、啓発
中越よつば森林組合		<ul style="list-style-type: none"> ・林産物等の被害情報の収集 ・被害防止対策の普及、啓発
新潟県猟友会 見附支部 見附分会		<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲 ・出没情報や捕獲情報の提供
見附市	都市環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整 ・(人的被害) 被害情報、出没情報、捕獲情報の収集 ・被害防止対策の普及、啓発 ・鳥獣保護管理員との連携協力
	農林創生課	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局の運営 ・構成機関との連携協力 ・(農作物被害) 被害情報、出没情報、捕獲情報の収集 ・被害防止対策の普及、啓発

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県長岡地域振興局	・鳥獣被害防止対策についての情報提供、助言・指導 ・協議会における事業への指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和7年度	設置に向けた準備
令和8年度	実施隊の設置
令和9年度	実施隊の拡充（狩猟に関心のある人材の掘り起こし）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・被害集落などが猟友会と連携し、地域が主体的に取り組む被害防止体制を構築する。 ・住宅地周辺での出没、徘徊等による人身被害発生のおそれがある場合は、資格を有する事業者へ麻酔銃による捕獲を依頼する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

見附市有害鳥獣駆除対策協議会と関係機関が連携し情報を共有するとともに、地域が一体となった有効な被害防止対策を推進する。
